

67 戦時学生生徒の生活刷新に関する件に付公私立大学等へ
通牒
〔昭和十五年九月〕

官社一〇九号
裁決 九月十六日 文書課長 (有原) 発
送 九月十九日 起案者 (南雲)

昭和十五年九月十二日起案

成人教育課長 (小田) (藤川) (加藤) (伊田) (石野)
社会教育局長 (田中)
次官 (菊池) 文書課長 (官崎) (注記1)

(注記2)

実業学務局長 (関口) 秘書課長 (田中)
普通学務局長 (中野) (鈴木)
専門学務局長 (水井) (伊藤) (酒井)

戦時学生生徒児童ノ生活刷新ニ関スル件
案ノ一
十五年九月十八日

文部次官
直轄 学校長
各 地方 長官
公私立大学高等専門学校長
宛

戦時学生生徒(児童)(加筆)ノ生活刷新ニ関スル件

八月三十日附発社三三三二号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ通牒致シタル
処右ニ関シ鉄道省ニ於テモ之ニ協力スルタメ別紙ノ通不要

(下 札)

(加筆)〔学生〕定期乗車券運賃払戻ニ関シ特別ノ取扱ヲ致スコトト相成
タルニ付該当者ニ対シテハ左記証明書ヲ発行シ之ヲ払戻駅又ハ
営業所ニ呈示セシムル様御取計相成度

記

一、各個ニ証明書ヲ発行スル場合ハ左記様式ニ依ルコト

第 号 証 明 書	何 学 年 何 組 何 某
学生定期乗車券番号	(何歳)
乗車区間	
通用期間	
右ハ文部省通牒ノ趣旨ニ基キ徒歩通学実行ノ為学生定期 乗車券不要ト相成タルニ付運賃払戻ヲ請求スル者ナルコ トヲ証明ス	
年 月 日	
何学校長	印

二、連名証明書ハ発行駅又ハ営業所毎ニ左記様式ニ依リ学校長
予メ発行シ置キ各自学生定期乗車券ヲ持参セシメテ払戻ヲ受
クルコト

第 号 証 明 書	何 学 年 何 組 何 某	氏 名
学生定期 乗車区間	通用期間	
乗車券番号		
右ハ文部省通牒ノ趣旨ニ基キ徒歩通学実行ノ為学生定期乗 車券不要ト相成タルニ付運賃払戻ヲ請求スル者ナルコトヲ 証明ス		
年 月 日		
何学校長		印

三、尚詳細ハ省線、地方鉄道、軌道当局ニ照合ノコト
備考 (加筆・朱書)

一、鉄道省通牒写添付
二、右ニ関シテハ鉄道省旅客課ト打合セリ

案ノ二

年九月十八日

次官

鉄道次官宛

学生生徒児童ノ通学時ニ於ケル乗物使用制限ニ関スル件
九月六日附運第一〇八九号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ御通知有之タ
ルニ付関係ノ向ニ対シ別紙ノ通牒致置キタルニ付御了知相成
度

〔加筆・朱書〕
〔備考〕案ノ一通牒写添付

運第一〇八九号

昭和十五年九月六日

鉄道次官 鈴木清秀 印

(注記3)

文部次官 菊地豊三郎殿

〔注記4〕
曩ニ学生、生徒児童ノ通学時ニ於ケル乗物使用制限ニ関シ御依
頼有之候処右ニ対シテハ当省ニ於テモ十分協力スルコトトシ別
紙ノ通牒致置候間此段及御通知候

〔加筆〕
〔写〕

鉄道乙第一五七九号

昭和十五年九月六日

運輸局長

監督局長

各鉄道局長殿

今般文部省ニ於テハ学生、生徒児童ノ生活刷新ニ関シ別紙ノ通
関係ノ向ニ通牒シ近距離ノ通学ニハ交通機関ヲ利用セシメザル
コトトセル趣ニ付テハ鉄道省ニ於テモ之ニ十分協力スル様致度
追而学生、生徒方現ニ所持スル近距離区間(二軒以内)ノ学
生定期乗車券不用トナリ運賃ノ払戻ヲ申出タル場合ハ関係学
校長発行ノ相当証明書確認ノ上旅客運送規則第百八十六条ニ
準ジ(手数料ヲ收受セズ)日割計算ニ依リ払戻請求当日ノ翌
日ヨリ起算シタル残余日数ニ相当スル金額ヲ払戻スコトト相
成候条左様御了知相成度又地方鉄道、軌道ニ於テモ同様取扱
ヲ為ス様示達方御取計相成度

〔注記1〕

〔記録掛 17・8・12 受領〕

〔注記2〕

〔一五〕(簿冊内件名番号)

〔注記3〕

〔文部省 官社109号 昭15・9・9〕

〔注記4〕

〔局113号 15・9・10 社会教育局〕

〔下札〕

〔中山〕種別 よ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄学校各地方庁等

宛 戦時学生生徒児童ノ生活刷新ニ関スル件ノ番号 官社一〇

九ノ結了年月日 昭一五 九 一八ノ保存年限 ムキノ枚数

〔自昭11年至昭15年 学生生徒総規
第5冊〕文部省⑤ 3A, 32—6, 2454